

改正後

改正前

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書  
(平成11年1月から平成15年12月までの間に居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

三

氏名

1 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
取得対価の額等	① 一面の㉑ 円	一面の㉒ 円	円	一面の㉔ 円
あなたの共有持分	②			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①×②)	③	円	円	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	④	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の④の割合)	⑤	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の⑤の金額)	⑥	円	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦			
居住用割合	⑧ 一面の㉕÷㉗ %	一面の㉖÷㉗ %	%	一面の㉘÷㉗ %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧)	⑨	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の⑨+⑥の⑨+⑦の⑨+⑧の⑨) ※ ⑩の金額を一面の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」に記載します。	⑩			(最高5,000万円)

※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きま(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きま。)  
なお、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署(所得税担当)におたすねください。

2 ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑦欄の金額は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きま。  
⑦欄の金額(円) = 特例の適用を受けた金額(円) = (円)

3 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きま。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きま。  
なお、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合の差が10%以内(前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較しま。.)である場合には、一面の⑤の面積は「一面の⑥×⑤の⑧」とし、⑥の⑧欄は、⑤の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

4 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合が同じ場合には、⑤の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きま。

i ⑥の⑧欄の金額(円) ×  $\frac{\text{⑤の⑧欄の金額(円)}}{\text{⑥の⑧欄の金額(円)}}$  × ⑤の⑧欄の割合(%) = (円)

ii ⑥の⑧欄の金額(円) ×  $\frac{\text{⑥の⑧欄の金額(円)}}{\text{⑥の⑧欄の金額(円)}}$  × ⑥の⑧欄の割合(%) = (円)

5 ⑩欄は、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」や「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択したときは、最高3,000万円となります。

- 次に該当する方は、書き方について税務署(所得税担当)におたすねください。
- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

三

氏名

1 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
取得対価の額等	① 一面の㉑ 円	一面の㉒ 円	円	一面の㉔ 円
あなたの共有持分	②			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①×②)	③	円	円	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	④	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の④の割合)	⑤	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の⑤の金額)	⑥	円	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦			
居住用割合	⑧ 一面の㉕÷㉗ %	一面の㉖÷㉗ %	%	一面の㉘÷㉗ %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧)	⑨	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の⑨+⑥の⑨+⑦の⑨+⑧の⑨) ※ ⑩の金額を一面の「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」に記載します。	⑩			(最高5,000万円)

※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きま(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きま。)  
なお、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署(所得税担当)におたすねください。

2 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きま。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きま。  
なお、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合の差が10%以内(前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較しま。.)である場合には、一面の⑤の面積は「一面の⑥×⑤の⑧」とし、⑥の⑧欄は、⑤の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

3 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合が同じ場合には、⑤の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きま。

i ⑥の⑧欄の金額(円) ×  $\frac{\text{⑤の⑧欄の金額(円)}}{\text{⑥の⑧欄の金額(円)}}$  × ⑤の⑧欄の割合(%) = (円)

ii ⑥の⑧欄の金額(円) ×  $\frac{\text{⑥の⑧欄の金額(円)}}{\text{⑥の⑧欄の金額(円)}}$  × ⑥の⑧欄の割合(%) = (円)

4 ⑩欄は、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」や「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択したときは、最高3,000万円となります。

- 次に該当する方は、書き方について税務署(所得税担当)におたすねください。
- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方
- (3) 自己の所有していた家屋で自己の居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなり、かつ、その居住の用に供することができなくなった日以後に新たに新築や購入(同日以後初めてするものに限ります。)をして平成11年1月以後に居住の用に供し、更に、その新築や購入した家屋について増改築等をしてその増改築等をした部分を平成15年12月までに居住の用に供したことにより、新築や購入した家屋に係る住宅借入金等と増改築等に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。